

2021 年度 日本陸上競技連盟競技規則修改正

2021.2.13
競技運営委員会

(太字：修改正、追加、挿入 修正前：削除 修正前&修改正：移動)

【CR：競技会規則】

新番号	従前番号	修正前	修改正
定義	§1	規則が適用される国際競技会	国際競技会定義【「定義」として別括り掲載】
CR8	§115	ITOs（国際技術委員）	ITOs（国際技術委員）と JTOs（日本陸連技術委員）
CR13	§120	競技会役員	競技会役員 〔国際〕 競技会の主催者および加盟団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、すべての競技役員を任命する。国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会の場合は、WA が定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、すべての役員を任命する。WA 規則に記載している競技役員リストは、主要国際競技会に必要と考えられる役員構成であり、主催者は地域の状況に応じてこれを変更してもよい。
CR16.1	§123	技術総務	技術総務 〔国内〕 4. 道路競技においては、コースの整備状況や設備、用器具の配置等が競技規則や競技会の技術的・組織的計画に従っていることを確認する。
CR18.5 グリーン	§125-5 グリーン	審判長	審判長 (7) リレー競技では、当該競技会のどのラウンドであっても、一人または複数のチームメンバーが受けたカードは、チームに対して示されたものとしてカウントする。このため、もし、リレーに出場している一人の選手がリレー競技の予選、決勝等のラウンドで2枚目のイエローカードを示されたのなら、当該リレー・チームはレッドカードを示されたことになり、失格となる。リレー競技で示されたカードは、リレー・チームに対してのみ効力があり、個別競技者単位としては無関係でこれをカウントしない。
CR23.2	§130-2	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインに並べる。	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインの後方約1mのところと並べる。
CR25.4	§132-4	記録・情報処理員・TIC (略号表記：文章形式での表記)	記録・情報処理員・TIC (略号表記：一覧表形式での表記)
CR25.4 グリーン	§132-4 グリーン	記録・情報処理員・TIC …達成される。	記録・情報処理員・TIC …達成される。 ‘r’ は競技者が怪我によって競技継続ができない場合、あるいは競技者がそれ以上競技を行わないと決めた場合に使用することを想定している。競技者が、それ以上競技を行う必要がないというケースは走高跳や棒高跳でよくあるが、他の選手による競技が続いている際には、TR25.17 に規定されている試技時間に影響があることに留意する必要がある。競技をやめる者が出ることにより、競技を続行している競技者の人数が3人、2人または1人と減り、適用する試技時間が変化するためである。

			<p>試技放棄（離脱）は混成競技にも関連があり、その後に行なわれるトラック競技の組数にも影響を与える可能性がある。</p> <p>他のフィールド競技では、代替方法として、残り全ての試技の機会を「パス扱い（-）」とすることもできるが、競技者は後から気が変わることもあるので、'r' を記載することにより当該競技者がその後の試技を行わないという意思表示をしたことを明確にするものである。</p> <p>CR6 の WA 解釈も参照のこと。</p>
CR28	§135	<p>計測員（科学）</p> <p>〔注意〕 競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要がある場合に備え、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。</p> <p>〔国内〕 計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。</p>	<p>計測員（科学）</p> <p>〔注意〕 計測機器の一連のチェックは当該機器を使用する次の競技が行われるまでの間に行う。競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合には、競技中に計測機器のチェックを行うが、その際には通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずにチェックを行う。</p> <p>〔注釈〕 距離を測るチェックポイントにゴルフのティー等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておくとい。</p> <p>〔国内〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。 2. <u>競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要がある場合に備え、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。</u>
CR31.3.5	§ 260-3 (e)	<p>競技種目終了後、本規則および The Anti-Doping Regulations に基づいて実施されるドーピング検査に検体を提出すること。提出された検体は WADA 認定分析機関に送られ、分析される。Athletics Integrity Unit に送り返された分析結果は、記録公認手続きのために競技規則として提出を求めるその他の情報に加えられる。検査の結果、ドーピング規程に違反していたことが判明した場合、またはドーピング検査が実施されなかった場合、記録は公認しない。</p>	<p>競技者が世界新記録または世界タイ記録を樹立したら、競技終了後直ちにドーピング検査を受けなければならない。Anti-Doping Regulations（ドーピング防止規則・Appendix5-5.4.4a）で認められている事由以外での遅延は認められない。世界記録の承認のためのドーピング検査は、アンチドーピング規則に従って厳密に実施され、検体は収集後速やかに WADA 認定分析機関に送られ、分析されなければならない。400m 以上種目では、世界記録を承認するために収集された検体は、赤血球生成刺激剤（ESA）について分析されなければならない。ドーピング検査に関連する文書（ドーピング管理フォームおよび対応する検査結果）は、入手次第、直ちに WA に送付するものとし、理想とすれば、記録申請の際に記載しなければならない世界記録申請書類一式と共に、競技開催日を含め 30 日以内に WA 事務局に発送されなければならない（CR31.6 参照）。ドーピング検査に関する書類は Athletics Integrity Unit において審査され、以下の場合には記録は公認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. ドーピング検査が実施されていない場合 b. ドーピング検査が競技規則またはアンチドーピング規則に従って実施されていない場合 c. ドーピング検査の検体が分析に適していない場合、または 400m 以上の競走競技で ESA の分析されていない場合 d. ドーピング検査によりアンチドーピング規則に違反していることが判明した場合
CR31.6	§ 260-6	<p>WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。</p>	<p>WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。外国人選</p>

			手または外国チームに関する申請書であれば、当該申請書のコピー当該外国人選手または外国チームの所属する加盟団体に対して、同じ期限内に送付されなければならない。
CR31.14.4 グリーン	§ 260-14 (d)		TR17.3 に違反したり、混成競技の個々の種目において TR39.8.3 で認められている不正スタート（1回目の不正スタートの後の2回目以降のスタート）での記録は、世界記録としては公認されない。 (グリーン) TR31.14.4 のみを適用する場合は、TR17.4 に基づく例外は適用されないということを明確化する。
CR37	§266	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、〔国内〕第 266 条	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、〔国内〕CR37
CR38	§138	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、〔国内〕第 138 条	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、〔国内〕CR38
CR39	§139	公式計測員 国内のみの審判種別につき、〔国内〕第 139 条	公式計測員 国内のみの審判種別につき、〔国内〕CR39

【TR：競技規則】

新番号	従前番号	修正前	修正
TR4.3	§142-3	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に出場している場合には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の試技を行うべき順序の際に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。
TR4.3 グリーン	§142-3 グリーン	同時申込 …代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われぬ]。	同時申込 代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われぬ]。 TR4.3 と 26.2 において、高さを競う跳躍ではある高さを1回目または2回目の試技でクリアした場合には、同じ高さの2回目または3回目を跳躍することはできないとしているが、子供や学校の大会のように競技者のレベルが高くない場合には、同じ高さの2回目または3回目の試技を選択できるように規則を変更してもよい。
TR5.2	§143-2	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。 靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的な精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。 この要件を満たすため、2020年4月30日以降、靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも4か月前には店舗またはオンラインショップ等にて市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時、靴を履く目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的な精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。この要件を満たすため、2020年1月31日以降に新たに販売された靴には移行に関する規則（〔注意〕ii）も適用される。2021年8月9日以降に販売された靴はいかなるものであっても、〔注意〕ii(a)で示されている the Athletic Shoe Availability Scheme で入手可能でなければ、競技会では使用できない。 Development Shoe（開発段階の試作シューズ・後記(イ)参照）または同様の靴の使用について

TR5.2.1	(a)	<p>本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。</p>	<p>は、移行に関する規則（〔注意〕 ii）の要件を満たすこと。 TR5 に定められた基準を満たす靴を、個々の競技者の足の特徴に合わせて改良することは認められる。しかしながら、個々の競技者の足や要望に合わせて、唯一無二のものとしてオーダーメイドされた靴（既製品とは異なり、他に存在しないもの）は認められない。</p>
TR5.2.2	(b)	<p>WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。</p> <p>〔注意〕 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）は WA に対して、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WA が靴を受け取ってから30日以内）。</p>	<p>WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または当該靴に用いられている技術の使用を禁止することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを企図する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）は、WA に対して当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販の状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WA が靴を受け取ってから30日以内とする）。</p> <p>ii 2020年1月31日から2021年8月8日までを移行期間とする。この〔注意〕 ii は、2020年7月15日、WA カウンシルが「競技用靴に関するワーキンググループ (a Working Group on Athletic Shoes)」を設置し、靴製造メーカーと協力して検討し、2020年末までに TR5 を靴に適用することを承認したことから設けられた。 次の注記(a)~(t)は、2021年8月8日までのすべての靴（特に明記されていない限り、ロード競技、クロスカントリー競技、トラック競技、フィールド競技で着用する靴とする）に対してこの TR5 を実際に適用するにあたり、すべての利害関係者のガイドラインとする。靴について規定している TR5 は、国際大会および加盟団体が認可した、当該規則や規定を適用することを決めた大会に適用する。</p> <p>(a) 2020年1月31日以降に販売され、2020年7月28日の時点で TR5.13 の要件を満たすことが WA によって既に確認されている新しい靴は、すぐに使用することができる（「承認済靴」）。 2020年7月28日以降、WA が書面で特別に定めない限り、後記(n)から(r)にあるように、新しいロードシューズは the Athletic Shoe Availability Scheme を通じて入手可能になっていなければならない。開発段階の試作シューズまたは同様の靴の使用については、後</p>

			<p>記(f)～(t)に記載している。</p> <p>(b) 2020年7月28日以降、エリート競技者が新しい靴の着用を企図した場合、その競技者（またはその代理人）は、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、開発段階の試作シューズまたは同様の靴として使用することを意図しているかどうかの情報をWAに提出しなければならない。</p> <p>この情報を確認した後、WAは、さらに調査するために新しい靴のサンプルを靴製造メーカーから提出するよう求めることができる。靴の更なる調査が必要となった場合、WAは、合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが新しい靴を受け取ってから30日以内とする）。靴は使用する前に、TR5.13の要件を満たしていることをWAによって承認されていなければならない。</p> <p>(c) 2020年7月28日以降、エリート競技者が指定国際競技会で新しいロードシューズの着用を企図した場合、後記(f)～(r)に記載された開発段階の試作シューズまたは同様の靴を除き、上記(b)に従って当該靴の使用が承認されていれば、その競技者（またはその代理人）は、靴製造メーカーによって新しい靴が the Athletic Shoe Availability Scheme で利用できるようになっていたことが確認できる情報を、WAに提出しなければならない。</p> <p>(d) 上記(b)および(c)を適用することを条件として、2020年7月28日以降に発売された新しい靴は着用できるが、ロードシューズの場合は the Athletic Shoe Availability Scheme の適用対象となる。また、開発段階の試作シューズまたは他の同様のタイプの靴については、後記(f)～(t)が適用される。</p> <p>(e) TR5.2の冒頭の段落、TR5.2.1、5.3、5.4、5.6および5.13は、この注記で説明されている移行期間のみ適用される。</p> <p>(f) 「開発段階の試作シューズ」とは、購入可能になる前段階の安全性や性能などに問題がある靴を意味する。購入できるようになる前にスポーツ用品メーカーが市場に投入するために開発中で、靴のテストを行うことに同意している当該メーカーが後援している競技者とテストを行っている靴である。</p> <p>(g) 開発段階の試作シューズは、ワールド・アスレティック・シリーズおよびオリンピックで着用することは認められない。</p> <p>(h) 開発段階の試作シューズは、購入可能である必要はなく、the Athletic Shoe Availability Scheme で利用できる必要はない。但し、初めて着用される前に以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>i. 競技者（またはその代理人）は、上記(b)に従って靴の仕様書をWAに提出し、WAから要求された場合は、必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。</p> <p>ii. スポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズの最終バージョンを購入可能となる</p>
--	--	--	---

			<p>予定の最終期日を確定している。ロードシューズについては、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たしていなければならない。</p> <p>iii. 上記(h) ii. で言及している期日は、開発段階の試作シューズを初めて着用してから 12 か月以内でなければならない。開発段階の試作シューズは、この期間内でしか着用できない。</p> <p>iv. 競技者（またはその代理人）は、12 か月以内に開発段階の試作シューズを着用することを企図している最初およびその後のすべて競技会の日付及び競技会名を含むリストを WA に提出する。競技者（またはその代理人）は、当該リストに変更があった場合は WA に通知しなければならない。</p> <p>v. 競技者（またはその代理人）は、開発段階の試作シューズが TR5 の要件を満たし競技で使用することを、事前に書面によって WA から承認を受けていなければならない。</p> <p>(i) すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを履いた競技者によって達成された記録は有効とする。当該靴を使用した競技終了後、WA から要求された場合は必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。</p> <p>(j) WA は、開発段階の試作シューズの着用可能開始日と承認の有効期限を記載した、承認済み開発段階の試作シューズのリストを Web サイトで随時公開する。スポーツ用品メーカーに属する技術情報や専有情報は公開されない。</p> <p>(k) 上記 (h) iii. で指定された有効期限が過ぎるか期限までに開発段階の試作シューズの使用を終了した場合、当該靴は開発段階の試作シューズとしての資格を失い、着用することはできない。当該靴は有効期限後に承認済みリストから削除されるか、使用中止日以降は着用できなくなるが、すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを着用した競技者によって達成された記録は引き続き有効とする。</p> <p>(l) スポーツ用品メーカーが</p> <p>i. 開発段階の試作シューズの開発を継続せず、その後購入可能になることもなく、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たさない場合には、WA は当該靴の開発中止に関する詳細情報をスポーツ用品メーカーに要求する権利を留保する。</p> <p>ii. 開発段階の試作シューズがパフォーマンステストや安全性テストに合格するなどして最終バージョンの作成に進むには、WA から開発段階の試作シューズが新しい靴として認められ、書面による承認を受ける必要がある。開発段階の試作シューズは、TR5 に定められた要件を満たし、新しい靴の場合は、上記 (g) ~ (i) に記載されている the Athletic Shoe Availability Scheme に関する追加要件を満たす必要がある。</p>
--	--	--	--

			<p>(m) WA は、競技者やスポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズに関する条文または精神に反して行動していることを確認した場合、以下を含み、これに限定されない措置を講じる権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. スポーツ用品メーカーに既に与えている開発段階の試作シューズの承認を取り消す。 ii. 承認済みリストから承認済みの他の開発段階の試作シューズを削除する。 iii. 以降の、スポーツ用品メーカーによる競技者が開発段階の試作シューズの着用することの承認申請を合理的な期間保留する。 <p>(n) The Athletic Shoe Availability Scheme は、指定国際競技会に参加する競技者が競技用靴を確実に購入できるようにすることを目的とする。現在のスキーム（枠組み）で取り扱う靴は、ロードシューズに特化している。できるだけ多くの競技者が靴を受け取る機会を得るために、特定のワールド・アスレティックス・シリーズまたはオリンピックにソリダリティ枠や招待枠で出場する競技者に対して靴を提供する、別の solidarity scheme を確立する予定である。</p> <p>(o) The Athletic Shoe Availability Scheme は以下のように定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「購入可能」とは、スポーツ用品メーカーが独自に決めた、スポーツ用品メーカーの販売チャンネルを通じて競技者が靴を購入できること。販売チャンネルには、小売（実店舗）、ブランドの Web サイトまたはアプリ、および e コマースが含まれる。 ・「オーダーメイドの靴」とは、1 人特定の競技者のために特別にオーダーメイドされた靴（即ち、その種類の靴のみ）であり、他の者は購入が不可能な靴のこと。 ・「カスタマイズされた靴」とは、購入可能な既存の小売されている靴または新しい靴で、TR5.2.1 に従って特定の競技者の足の特性に合うようにカスタマイズされた靴のこと。カスタマイズによって TR5 で定める技術的要件の範囲外になることはない。 ・「指定国際競技会」とは、世界陸上競技選手権、世界陸上ハーフマラソン選手権（世界陸上ロードランニング世界選手権）、オリンピック、世界陸上プラチナラベルロードレースのこと。 ・「既存の小売靴」とは、TR5 の要件を満たしている、または満たしていると見なされ、購入可能である、または購入可能であった靴のこと。 ・「新しい靴」とは、TR5 の要件を満たし、指定国際競技会でスポーツ用品メーカーが支援または後援する競技者が初めて着用する靴であり、開発段階の試作シューズではない靴のこと。（上記(f)）。 <p>(p) 競技者が指定国際競技会で新しい靴（ロードシューズのみ）の着用を企図する場合、新しい靴（ロードシューズ）は、着用を企図している指定国際競技会が開催される初日の 1 か月前までに購入可能とならなければならない。購入可能であるとは、新しい靴（ロードシューズ）の在庫（各種サイズを含む）や製造スケジュールも考慮される。新しい靴（ロードシュー</p>
--	--	--	--

			<p>ズ) が売り切れの場合、新しい靴 (ロードシューズ) の購入を希望する競技者は、新しい靴の再入庫を待つか、購入可能な代替の新しい靴を購入することができる。</p> <p>(q) 上記(c)に従い競技者(またはその代理人)は、新しい靴 (ロードシューズ) が購入できる場所と購入方法をWAに通知しなければならない。WAはこの情報を加盟団体と競技者に配布するか公開する。WAは競技者(またはその代理人)に対し、書面による要求に応じて、新しい靴 (ロードシューズ) が購入可能であるとの根拠をスポーツ用品メーカーから提出するよう求めることができる。スポーツ用品メーカーがその求めに対応できない場合、WAはスポーツ用品メーカーが新しい靴 (ロードシューズ) が購入可能であることを示す要求した根拠を提出するまで、新しい靴 (ロードシューズ) の承認を取消す。</p> <p>(r) カスタマイズされた靴は TR5.2.1 に従って承認されたものであり、「ベースとなる小売されている靴のモデルが購入可能」という定義から、当該靴が購入可能である必要はなく、the Availability Scheme の対象にする必要もない。上記(b)にあるように、靴をカスタマイズする計画がある場合、WAに対しカスタマイズの仕様書と、更なる調査のために靴を提出する必要がある。</p> <p>(s) TR5.2.1 に従い、オーダーメイドの靴またはその他同様の種類の靴の着用は認めない。</p> <p>(t) 規則および規程に従い、WAは結果を「未認定」(「UNC TR5.5」)として分類するか、TR5に違反した場合に競技者の記録を無効と宣言する権利を留保する。</p>
TR5.3	§143-3	<p>スパイクの数</p> <p>競技用靴の靴底および踵は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。</p>	<p>スパイクの数</p> <p>競技用靴の靴底 (踵の下の靴底を含む) は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。</p>
TR5.4	§143-4	<p>スパイクの寸法</p> <p>…もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。</p>	<p>スパイクの寸法</p> <p>…もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合や特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これを適用する。</p>
TR5.5	§143-5	<p>靴底と踵</p> <p>靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。</p> <p>走高跳と走幅跳における靴底の厚さは13mm以内、走高跳の踵の厚さは19mm以内でなければならない。本条13項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。</p>	<p>靴底と踵</p> <p>靴底 (踵の下の靴底を含む) には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。靴底の最大の厚さはTR5.13に定める。</p>
TR5.5 〔注意〕	§143-5 〔注意〕	<p>iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (=26.0cm) の靴底の厚さに基づいている。</p>	<p>iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26.5~27.0cm) の靴底の厚さに基づいている。</p>

TR5.10	§143-10	<p>アスリートビブス 〔国内〕</p> <p>ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm以内×縦 20 cm以内とし、数字の大きさは縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。</p> <p>iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。</p> <p>iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別に分けることができる。</p> <p>v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名は、縦 4 cm以内とする。</p>	<p>アスリートビブス 〔国内〕</p> <p>ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm以内×縦 16 cm以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。</p> <p>〔注意〕 競技会毎にビブスを作成する場合は、2021年4月から新規格のものを使用する。但し、以下のような場合は2023年3月末まで旧規格（横24cm以内×縦20cm以内）の使用は可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中体連・高体連等で3年間、同一番号のビブスを使用している場合、在校生（2021年4月から2年生以上）の卒業まで（最長2年間）。 ・2021年4月からの1年生は新規格のビブスを使用する。 ・加盟団体に大量に旧規格の在庫がある場合。 <p>iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。</p> <p>iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。</p> <p>v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm以内とする。</p>
TR5.13	§143-13	<p>猶予</p> <p>WAによる書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は</p>	<p>猶予</p> <p>WAによる書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は</p>
TR5.13.1	(a)	<p>本項 (b) が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</p>	<p>TR5.13.2 が遵守される場合を除き、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</p>
TR5.13.2	(b)	<p>スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合のみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。</p>	<p>スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合のみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。</p>
TR5.13.3	(c)	<p>靴底は最大厚さ 40mm 以下でなければならない（スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大 30mm 以下でなければならない）。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i. 靴底の厚さの測定については本条5項参照。</p> <p>ii. 本項 1号の「1つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）、1つの平面に連続して配置しなければならない。</p>	<p>靴底の最大の厚さは、以下の表に記載されたものでなければならない。（表は別添）</p> <p>〔注意〕</p> <p>i. TR5.13.1 の「1つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく、1つの平面に連続して配置しなければならない（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）。</p>
TR6.3	§ 144-3	<p>競技者に対する助力</p> <p>この規則の目的から下記については、助力とみなし許可しない。</p>	<p>競技者に対する助力</p> <p>この規則の目的から下記のような場合は、助力とみなし許可しない。</p>
TR6.3.3	(c)	<p>第 143 条で認められた靴を除き、本規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の使用。</p>	<p>TR5 に準拠する靴を除き、本規則で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を使用者に提供する技術や装置を使用すること。</p>
TR6.3.4	§ 144-3 (d)	<p>何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よ</p>	<p>何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも</p>

		りも有利にならないことを、その競技者が必然性のある理由で説明できる場合を除く。	有利にならないことを、合理的に疑いなく説明できる場合を除く。
TR6.4	§ 144-4	競技者に対する助力 この規則の目的から下記については、助力とはみなさず許可する。	競技者に対する助力 この規則の目的から下記の場合は、助力とはみなさず許可する。
TR6.4.8	(h)	電子掲示や類似の器具による、関連する記録も含めた競技の経過時間の提示。	電子ライトや類似の器具による、レースの進行時間や関連する記録の提示。
TR11.3 グリーン	§ 149-3	WA は、競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを決定する目的を例外として決定した。風速が測定される種目において…	WA は競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを判断することのみを目的として、以下を例外的に決めている。 風速が測定される種目において…
TR17.5 グリーン	§ 163-5 グリーン		800m競走および該当するリレー種目で使用するブレイクラインのマーカ―は 50 mm×50 mm で高さ 150 mm 以下でなければならない。 CR25.4 で失格の理由を明確にするために、以下のように記載する。 (a) 競技者が TR17.3 に違反し、ラインの上や内側を踏んだ。 (b) 競技者が TR17.5 に違反し、ブレイクラインの手前やグループスタートで決められた位置の手前で内側を走った。
TR19.8	§ 165-8	各レースの第1着の時間および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員が計時する。（混成競技では第200条8(b)参照）予備計時員の時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、いつの場合でも3個の時計で時間を記録する。	各レースの1着ならびに記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員（予備計時員）が計時する。（混成競技についてはTR39.8.2参照）。予備計時員によって記録された時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合にのみ、事前に決めた順序により採用される。どのような場合でも1着の時間は3個の時計で記録する。
TR19.24.5	§ 165-24 (e)	トランスポンダーシステム 〔注意〕 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間を知らせることができる。	トランスポンダーシステム 〔注意〕 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間（ グロスタイム ）である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間（ ネットタイム ）を知らせてもよい。 〔注釈〕 大会主催者はネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ったり、エリートカテゴリーの競技者を除くランナーの順位付け等に活用してもよい。
TR22.6 グリーン	§ 168-6 グリーン	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。 ハードルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。多くの競技者は、後足を抜くときにバ―の上部に当たってハードルを倒している。意図的にハードルをノックダウンする（例えば、競技者がハードルに近づきすぎたとき）と違反となる。審判長は、各競技者がすべてのハードルを越えなくてはならない（go over）と定める規則第168条7の重要な要件を逸脱し、競技者の行為は、ハードルを意図的に倒したという事実に同意しなければならない。最も明白な意図的に倒したといえる例は、競技者が手を使っている場合である。他の例では、足や太腿の裏が意図的に使われているように見える場合、審判長は、そうした行為が意図的	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。 ハードルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。以前の「故意にハードルを倒す」という規則は削除された。TR22.6.2では審判長によって考慮される、より客観的な要素に変更された。わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハードルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。また、「振り上げ脚の上側」は膝だけでなく、振り上げ脚の前側を意味している。 注意との関連では、…

		であり、規則の意図に違反しているという、強い確信を持たなければならない。競技者がハードルをクリアする際に十分な高まで抜き足を上げず、その結果として蹴り倒してしまう例は、意図的と判断されることがある。 注意との関連では、…	
TR23.2	§ 169-2	障害物競走 3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。また、 <u>2,000m競走では、障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。</u>	障害物競走 3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。スタートラインから最初の 1 周に入るまでの間には、障害物を置かない。競技者が最初の 1 周に入るまでにあるその他の周で使用される障害物は、その間移動しておく。
TR23.3	§ 169-3	障害物競走 障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方が良い。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。 〔注意〕 i WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。 ii <u>2,000m競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</u> 〔国内〕 1. <u>2,000m競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。</u> 2. トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。 3. 3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。	障害物競走 障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方が良い。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。 〔注意〕 WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。 〔国内〕 1. トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。 2. 3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。
TR23.4	§ 169-4	障害物競走	障害物競走 2,000m競走は、障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。最初の障害物は、周回の 3 番目の障害物の位置とする。それよりも手前にある障害物は、最初に競技者が通過するまでは設置しない。 〔注意〕 <u>2,000m競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</u> 〔国内〕 <u>2,000m競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。</u>

TR23.7 TR23.7.1	§ 169-7 (a)	障害物競走 …、次のことをすると失格となる。 水濠の外側に着地したとき	障害物競走 …次のことをすると失格となる。 水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだとき（水濠の右側・左側を問わない）
TR24.7	§ 170-7	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。 テイク・オーバー・ゾーン外でのバトンの受け渡しは、失格となる。
TR24.8	§ 170-8	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が、自分の位置やレーンの外を走ることによって故意に他のチームの競技者を妨害したときは、第 163 条 2 が適用される。	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が他のチームの競技者を妨害したときは、TR17.2 が適用される。
TR24.22 (新規)	—	リレー競技	リレー競技 この規則によらないでリレー競走を行う場合には、関連する各種規則や適用方法を決めなければならない。
TR25.3.2	§ 180-3 (b)	マーカー サークルから行う投てき競技ではマーカーを 1 個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができる。マーカーは…	マーカー サークルから行う投てき競技ではマーカーを 1 個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができるが、線上や着地場所に置くことはできない。マーカーは…
TR25.6 グリーン	§ 180-6	試技順と試技	試技順と試技 競技者が自分の意思により、あるいは CR6 により競技を途中で止めた場合、当該競技者はその競技のその後の試技を行うことはできない。例えば高さを競う跳躍競技での 1 位決定のためのジャンプオフや、混成競技でのそれ以降の種目には出場できない。
TR28.2 グリーン	§ 183-2	棒高跳	棒高跳 (e) 競技者が試技を行った後、その試技が成功失敗に関わらず、ボックスの位置に戻り、ポールをボックスの中に差し込んで跳躍する際の自分の位置をチェックするという習慣がある。この行為は TR25.8 に従い、次の競技者が試技を開始するまでに行うか、競技の実施を遅らせない限り許される。
TR29.3 TR30.1 他	§ 184-3 § 185-1 他	踏切板 粘土板角度・ビデオ判定 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～	踏切板 粘土板角度・ビデオ判定 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～
TR30.1 (a)	§ 185-1 (a)	〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～ 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。	〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～ 競技者が踏切の際、跳躍しないで走り抜けた時、あるいは跳躍の動きの中で踏切足または踏切足の靴のどこかが、踏切板または地面から離れる前に踏切線の垂直面より前に出た時。
TR34.1	§ 189.1	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくってよい。縁の円弧の始まることから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくってよい。円盤の両面は同一であり、くぼみや突起がなく、縁が鋭利なものであってはならない。縁の円弧の始まることから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…

TR35.4 TR37.5	§ 190-4 § 192-5	円盤投囲い ハンマー投囲い …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm とする。	円盤投囲い ハンマー投囲い …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm (<u>〔国際〕最大 45 mm</u>) とする。
TR39.8.5	§ 200-8	混成競技	混成競技 混成競技での最終種目のスタートの並び順やレーン順は、技術代表または混成審判長が望ましいと判断したとおりに決めることができる。それ以外の種目の試技順やレーン順は抽選によって決める。

上記以外に、

- ・ 項番付記体系を WA 新体系にあわせて変更（並び替え）した箇所あり。
- ・ 国際適用と国内適用が判別しやすいように、これまでの内容は変えずに表記を〔国際〕〔国内〕で別立て表記にした箇所あり。それに伴い、記載場所を同一条文番号内で前後に動かした箇所あり。
- ・ グリーンテキストについては、より分かりやすい文章に再翻訳した箇所あり。英文から既に削除されているものは日本語でも削除。

TR5.13.3 表

種目	靴底の最大の厚さ (TR5.5、TR 5.13.3)	要件・備考
フィールド種目 (除：三段跳)	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (ハードル種目を含み、800m未満の種目)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (障害物競走を含み、800m以上の種目)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。 競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm	
道路競技（競走、競歩）	40mm	
マウンテンレースとトレイルレース (TR57)	制限なし	

以上